

## 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について

### 1. 目的

令和6年度診療報酬改定の答申書附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、令和6年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計（抽出方法、客体数等）、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。

### 3. 調査項目

令和6年5月15日の中医協総会において検証部会で調査・検証を進めていくこととされた項目について、以下のとおり項目立てを整理し、令和6年度（4項目）及び令和7年度（5項目）に実施する。

（1）精神医療等の実施状況調査（別紙1）（附帯意見14・17）

※ 附帯意見14・17はまとめて調査を実施

（2）在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査（別紙2）（附帯意見16）

（3）長期処方やりフィル処方の実施状況調査（別紙3）（附帯意見23）

（4）後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙4）（附帯意見24）

（5）医療DXの実施状況調査（別紙5）（附帯意見3）

（6）かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査（別紙6）（附帯意見20）

（7）かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査（別紙7）（附帯意見21）

各調査の実施年度は、以下のとおり。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 令和6年度 | （1）精神医療等の実施状況調査                       |
|       | （2）在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査  |
|       | （3）長期処方やりフィル処方の実施状況調査（※）              |
|       | （4）後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（※）          |
| 令和7年度 | （3）長期処方やりフィル処方の実施状況調査（※）              |
|       | （4）後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（※）          |
|       | （5）医療DXの実施状況調査                        |
|       | （6）かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査          |
|       | （7）かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査 |

※ 「長期処方やリフィル処方の実施状況調査」及び「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」は、令和6年度及び令和7年度の2か年実施する。

#### 4. スケジュール（予定）

##### I 令和6年度調査

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| 令和6年6月     | 検証部会、総会で調査項目の決定                              |
| 7～8月       | 事務局において受託業者の調達、決定                            |
| 9～11月      | 調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討<br>→ その後、検証部会、総会で調査票の決定 |
| 12月～令和7年1月 | 委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）          |
| 2～3月       | 調査検討委員会で調査結果の検討<br>→ その後、調査結果を取りまとめ次第報告      |

##### II 令和7年度調査

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 令和7年3～4月 | 事務局において受託業者の調達、決定                            |
| 5～6月     | 調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討<br>→ その後、検証部会、総会で調査票の決定 |
| 7～9月     | 委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）          |
| 10～11月   | 調査検討委員会で調査結果の検討<br>→ その後、調査結果を取りまとめ次第報告      |

#### 5. より適切な検証を行う観点からの対応について

より適切な検証を行う観点から、有効回答率の向上、適切な質問項目の設定、NDB等の既存データの活用等について対応を検討する。

##### （1）有効回答率の向上

電子調査票やWEB調査の活用により回答者の負担を軽減する、調査目的に沿った必要最低限の質問とする、分かりやすく回答しやすい質問項目とする、調査対象の関係団体から会員等に調査への協力をアナウンスいただく、未回答の施設への督促を実施する等により、有効回答率の向上を図る。

##### （2）適切な質問項目の設定

前回の調査で無回答や「その他」の回答が多かった質問項目について、関係者の意見を伺い、分かりやすく回答しやすい質問項目とするなど、適切な質問項目を設定する。

### （３）ＮＤＢ等の既存データの活用

診療報酬項目の算定施設数や算定件数、改定による影響等についてＮＤＢデータ等を活用して分析するとともに、検証調査の回答データとＮＤＢデータ等のクロス集計を行う等、ＮＤＢ等の既存データを活用する。

※令和 6 年度調査

## (1) 精神医療等の実施状況調査 (案)

### 1. 調査の目的

令和 6 年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援を提供する病棟の評価の新設、地域移行機能強化病棟入院料の継続と要件の見直し、精神科入退院支援加算の新設、療養生活環境整備指導加算及び療養生活継続支援加算の見直し、通院・在宅精神療法の見直し及び早期診療体制充実加算の新設、児童思春期支援指導加算の新設、心理支援加算の新設並びに精神科在宅患者支援管理料の見直し等を行った。また、情報通信機器を用いた精神療法に係る評価の新設等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

### 2. 検証のポイント

入院医療、外来医療、在宅医療それぞれの観点における地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の取組状況、情報通信機器を用いた精神療法の実施状況等に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

### 3. 調査客体

保険医療機関、患者

### 4. 主な調査事項

- ・精神科地域包括ケア病棟入院料、精神科入退院支援加算等を算定する医療機関における、地域移行・地域定着に向けた支援の実施状況等
- ・早期診療体制充実加算、児童思春期支援指導加算等の取組状況等
- ・精神科における救急医療体制、緊急の患者に対応する体制整備の状況等
- ・情報通信機器を用いた精神療法について、患者の受療行動を含めた診療の実態等

※令和6年度調査

## (2) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査（案）

### 1. 調査の目的

令和6年度診療報酬改定において、質の高い在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を確保する観点から、在宅医療については、ICTを用いた医療情報連携の推進、介護保険施設入所者の病状の急変時の適切な往診の推進、往診に関する評価の見直し、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の見直し、訪問栄養食事指導の推進等、在宅歯科医療については、ICTの活用も含めた関係者との連携の推進、歯科訪問診療料や訪問歯科衛生指導料の評価の見直し等、在宅訪問薬剤管理については、在宅訪問を行う薬局の体制評価の新設、ターミナル期の訪問の評価の充実等、訪問看護については、訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や実施状況、関係機関との連携状況等について調査・検証を行う。

### 2. 検証のポイント

在宅医療における訪問診療等の実施状況、ICTを用いた医療情報連携の状況、歯科訪問診療の実施状況および関係機関との連携状況、在宅訪問を行う薬局の体制整備の状況、薬局における訪問薬剤管理指導の実施状況及び医療機関等との連携状況、医療機関及び訪問看護ステーションにおける訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等の今回改定による影響等について検証を行う。

### 3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者、訪問看護ステーション及び利用者並びに介護サービス事業所等の連携機関

### 4. 主な調査事項

- ・在宅医療、訪問看護の実施状況、対象患者の状態、居住形態、診療・看護の所要時間等
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅患者訪問栄養食事指導料の診療の実態等
- ・在宅医療情報連携加算等の算定医療機関における、ICTを用いた連携に係る体制整備の状況等
- ・介護保険施設等連携往診加算等の算定医療機関における、医療機関と介護保険施設等とのICTを用いた平時からの連携状況等
- ・歯科訪問診療料及びその加算、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料及びその加算、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に関する診療の実

態等

- ・ 歯科訪問診療の対象患者の状態、居住形態、診療時間、診療内容、関係機関との連携状況等
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の在宅に係る訪問薬剤管理指導の実施状況等
- ・ 保険薬局と医療機関及び介護保険施設等との連携状況等
- ・ 医療機関による訪問看護の実施状況、24 時間対応体制加算、訪問看護管理療養費の算定状況等

※令和6年度・令和7年度調査

### (3) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査(案)

#### 1. 調査の目的

令和6年度診療報酬改定において、長期処方及びリフィル処方を適切に推進する観点から、処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算の見直しが行われた。

また、かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、患者の状況等に合わせ医師の判断により、長期処方やリフィル処方を活用することが可能であることを、患者に周知することを要件に追加した。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

#### 2. 検証のポイント

長期処方及びリフィル処方の活用に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

#### 3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局、患者

#### 4. 主な調査事項

- ・長期処方及びリフィル処方の実施状況等
- ・長期処方及びリフィル処方に関しての患者の意識及び利用状況
- ・薬局における長期処方及びリフィル処方等の対応状況等

※令和 6 年度・令和 7 年度調査

## (4) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 (案)

### 1. 調査の目的

本調査では、令和 6 年度診療報酬改定を受けたバイオ後続品を含む後発医薬品の使用促進策や長期収載品の保険給付の見直しにより、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などについて、医薬品の供給状況等の環境の変化も加味し、どのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、歯科医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行う。

### 2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、医薬品の供給状況も踏まえた保険医療機関・保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、バイオ後続品を含む後発医薬品使用促進に係る評価による後発医薬品等の使用状況の変化等について検証を行う。

### 3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者

### 4. 主な調査事項

- ・ 保険医療機関における銘柄名処方、一般名処方の状況
- ・ 保険薬局で受け付けた処方箋について、「一般名処方」の記載された処方箋の受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況、これらの処方を踏まえた保険薬局における後発医薬品への変更調剤などの調剤の状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関（入院・外来）における後発医薬品・バイオ後続品の使用状況
- ・ 先発医薬品・後発医薬品・バイオ後続品の使用に関する医師、歯科医師、薬剤師及び患者の意識
- ・ 後発医薬品の供給不安に関する対応等の状況等



※令和7年度調査

## (5) 医療DXの実施状況調査(案)

### 1. 調査の目的

令和6年度診療報酬改定においては、質の高い医療を提供するための医療DXの推進に対応する体制の確保に係る評価として、「医療DX推進体制整備加算」「在宅医療DX情報活用加算」「訪問看護医療DX情報活用加算」等を新設するなどしたところ。当該改定に係る影響や、医療DXを推進する体制の確保に係る保険医療機関等の取組状況等について、調査・検証を行う。

### 2. 検証のポイント

医療DXを推進する体制の確保に係る取組状況や、医療DXによる質の高い医療の提供に係る状況等について検証を行う。

### 3. 調査客体

保険医療機関、歯科保険医療機関、保険薬局及び患者並びに訪問看護ステーション及び利用者

### 4. 主な調査事項

- ・医療DX推進体制整備加算等の算定状況、施設基準に係る電子処方箋の導入等の対応状況等
- ・医療情報閲覧機能の導入状況等
- ・医療DXを通じた質の高い医療の提供に係る状況等

※令和7年度調査

## (6) かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査(案)

### 1. 調査の目的

令和6年度診療報酬改定において、口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価を見直す観点から、かかりつけ歯科医の機能の評価に係る見直しを行った。

また、回復期リハビリテーション病棟等の入院患者に対する口腔管理や多職種連携等に係る評価の新設等も行った。

これらを踏まえ、本調査では、歯科医療機関における口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価の在り方等について、調査・検証を行う。

### 2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・口腔管理体制強化加算の届出医療機関における診療の状況及び地域医療・地域保健への取組状況
- ・う蝕、歯周病、口腔機能に係る管理料や処置等を算定する患者の状況、歯科疾患の重症化予防に関する診療の状況
- ・回復期リハビリテーション病棟等における回復期等口腔機能管理料等を算定する患者の状況、多職種連携に関する診療の状況等

### 3. 調査客体

歯科医療機関及び患者

### 4. 主な調査事項

- ・口腔管理体制強化加算の施設基準の届出状況、診療の実態及び患者の状況
- ・根面う蝕管理料、エナメル質初期う蝕管理料、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料、歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療等に関する診療の実態、患者の状況及び管理内容
- ・回復期等口腔機能管理料等に関する診療の実態、患者の状況及び管理内容

※令和 7 年度調査

(7) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査 (案)

1. 調査の目的

令和 6 年度調剤報酬改定において、地域の医薬品供給拠点としての役割を担い、地域医療に貢献する薬局の整備を進めていくこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から調剤基本料を引き上げ、さらに薬局・薬剤師の地域におけるかかりつけ機能の発揮を推進するため、地域支援体制加算の要件及び評価の見直し、改正感染症法を踏まえた連携強化加算の要件及び評価の見直し等を行った。

その上で、質の高い薬学的管理を提供する観点から、心不全患者の調剤後のフォローアップ等の対人業務に係る薬学管理料の評価の見直し、質の高い在宅業務を推進するために在宅業務に係る評価体制の評価やターミナル期の患者への対応に係る評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、薬局・薬剤師業務の専門性をさらに高め、質の高い薬学的管理の提供への転換を推進するための調剤報酬の在り方について検討を進める観点から、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

より質の高い薬学的管理の提供に係る取組状況、保険医療機関と保険薬局の連携による調剤後のフォローアップの取組、地域支援体制加算の要件変更による影響、オンライン服薬指導の現状と効果、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・ より質の高い薬学的管理の提供に係る取組状況
- ・ 保険薬局と保険医療機関等との連携の取組状況
- ・ かかりつけ薬剤師指導料の算定状況
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局に関しての患者の意識及び同一薬局の利用状況
- ・ 地域支援体制加算等の届出、算定状況
- ・ 夜間・休日等における医薬品提供体制の状況
- ・ 調剤後のフォローアップ業務の取組状況
- ・ オンライン服薬指導の算定状況等

別添

| 答申書附帯意見                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 主な検討の場            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>(全般的事項)</p> <p>1 近年、診療報酬体系が複雑化していること及び医療 DX の推進において簡素化が求められていることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすい診療報酬体系となるよう検討すること。</p>                                                                                                                                                                         | 総会                |
| <p>(賃上げ全般)</p> <p>2 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種を対象とした賃上げに係る評価について、各医療機関における賃上げが適切に実施されているか、実態を適切に把握した上で、検証を行うこと。また、40 歳未満の勤務医師及び勤務歯科医師並びに薬局の勤務薬剤師、事務職員や歯科技工所で従事する者等についても賃上げの実態を適切に把握した上で、検証を行うこと。</p>                                                                                               | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| <p>(医療 DX)</p> <p>3 令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の評価の在り方について令和 6 年度早期より見直しの検討を行うとともに、医療 DX 推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの保険証利用の利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けて検討を行うこと。</p> <p>加えて、医療 DX 推進体制整備加算について、電子処方箋の導入状況および電子カルテ共有サービスの整備状況を確認しつつ、評価の在り方について引き続き検討すること。</p> | 検証部会              |
| <p>(働き方改革・人材確保)</p> <p>4 医師の働き方改革の更なる推進を図る観点から、医療機関全体の取組に対する評価の在り方、タスクシフト・タスクシェアの進捗及び各医療従事者の負担の軽減、人材確保が困難である状況の中での看護補助者の定着等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある取り組みに繋がる評価の在り方等について引き続き検討すること。</p>                                                                                              | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| <p>(入院医療)</p> <p>5 新設された地域包括医療病棟において、高齢者の急性疾患の受け入れ状況、リハビリテーション・栄養管理・口腔管理などのアウトカムなどについて、幅広くデータに基づいた分析を行い、評価の在り方について検討すること。また、地域包括医療病棟の新設に伴い、10 対 1 の急性期一般病棟については、その入院機能を明確にした上で、再編を含め評価の在り方を検討すること。</p>                                                                                       | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| <p>6 急性期一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、人口構造や医療ニーズの変化も見据え、重症度、医療・看護必要度、SOFA スコア等、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について、引き続き検討すること。</p>                                                                                                        | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| <p>7 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、障害</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | 入院・外来医療等          |

|                                                                                                                                                                                     |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 者施設等入院基本料、療養病棟入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点から、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。                                                                     | の調査・評価分科会         |
| 8 救急医療管理加算の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行い、より適切な患者の重症度に応じた評価の在り方について引き続き検討すること。                                                                                                          | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| 9 DPC/PDPS 及び短期滞在手術等基本料について、今回改定による在院日数等への影響の調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。                                                                        | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| 10 入院時の食費の基準の見直しについて、今回改定による影響、食費等の動向等を把握し、検証を行うこと。                                                                                                                                 | 総会                |
| (外来医療)<br>11 地域包括診療料・加算における介護保険サービスとの連携に係る評価について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、介護保険サービスとの連携の推進について引き続き検討すること。                                                                              | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| 12 生活習慣病の管理について、今回の改定による影響の調査・検証を行うとともに、より適切な管理がなされるよう、患者の視点を十分に踏まえつつ、引き続き検討すること。<br>加えて、他の疾病管理についても実態を踏まえた適切な評価の在り方について引き続き検討を行うこと。                                                | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| 13 かかりつけ医機能を有する医療機関について、改正医療法に基づく制度整備の状況を踏まえ、かかりつけ医機能がより発揮される評価の在り方を検討すること。                                                                                                         | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| 14 情報通信機器を用いた精神療法について、患者の受療行動を含め、その実態について調査・検証を行うとともに、より適切な評価の在り方について引き続き検討すること。                                                                                                    | 検証部会              |
| 15 情報通信機器を用いた診療については、初診から向精神薬等を処方している医療機関や大半の診療を医療機関の所在地とは異なる都道府県の患者に対して行っている医療機関があることを踏まえ、今後、より丁寧に実態を把握するとともに、引き続き評価の在り方について検討すること。                                                | 入院・外来医療等の調査・評価分科会 |
| (在宅医療等)<br>16 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の質の向上に向け、同一建物居住者への効率的な訪問診療や訪問看護における対応等、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、地域における医療提供体制の実態等も踏まえつつ、往診、訪問診療、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護等における適切な評価の在り方を引き続き検討すること。 | 検証部会              |
| (精神医療)<br>17 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価について引き続き検討すること。特に新設された精神科地域包括ケア病棟入院料に                                                                                                      | 検証部会              |

|                                                                                                                                                                                                                                                           |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>については、地域定着等の状況も含め、データを用いて適切に調査・検証し、評価の在り方について検討すること。</p>                                                                                                                                                                                               |                          |
| <p>(リハビリテーションへの対応等)</p> <p>18 回復期リハビリテーション入院医療管理料の新設に伴い、医療資源の少ない地域におけるリハビリテーションへの対応等について、今回改定による影響の調査・検証を行うこと。</p>                                                                                                                                        | <p>入院・外来医療等の調査・評価分科会</p> |
| <p>(医療技術の評価)</p> <p>19 保険適用された医療技術に対する評価について、レジストリ等のリアルワールドデータの解析結果や関係学会等による臨床的位置付けを踏まえ、適切な再評価が継続的に行われるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。</p> <p>また、革新的な医療機器や検査等のイノベーションを含む先進的な医療技術について、迅速かつ安定的に患者へ供給・提供させる観点も踏まえ、有効性・安全性に係るエビデンスに基づく適切な評価の在り方を引き続き検討すること。</p> | <p>総会</p>                |
| <p>(歯科診療報酬)</p> <p>20 かかりつけ歯科医の機能の評価に係る施設基準の見直し等の影響や回復期リハビリテーション病棟等の入院患者に対する口腔管理・多職種連携の状況等を調査・検証し、口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価の在り方について引き続き検討すること。</p>                                                                                                | <p>検証部会</p>              |
| <p>(調剤報酬)</p> <p>21 調剤報酬に関しては、地域の医薬品供給拠点としての役割を担い、かかりつけ機能を発揮して地域医療に貢献する薬局の整備を進めるため、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、薬局・薬剤師業務の専門性をさらに高め、質の高い薬学的管理の提供への転換を推進するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。</p>                                                                          | <p>検証部会</p>              |
| <p>(敷地内薬局)</p> <p>22 いわゆる同一敷地内薬局については、同一敷地内の医療機関と薬局の関係性や当該薬局の収益構造等も踏まえ、当該薬局及び当該薬局を有するグループとしての評価の在り方に関して、引き続き検討すること。</p>                                                                                                                                   | <p>総会</p>                |
| <p>(長期処方やリフィル処方)</p> <p>23 長期処方やリフィル処方に係る取組について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な運用や活用策について引き続き検討すること。</p>                                                                                                                                                       | <p>検証部会</p>              |
| <p>(後発医薬品の使用促進)</p> <p>24 バイオ後継品を含む後発医薬品の使用促進について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における後発医薬品の使用に係る評価について引き続き検討すること。</p>                                                                                                         | <p>検証部会</p>              |
| <p>(長期収載品)</p> <p>25 選定療養の仕組みを用いた、長期収載品における保険給付の在り方の見直しについては、患者の動向、後発医薬品への置換え状況、医療現場への</p>                                                                                                                                                                | <p>総会</p>                |

|                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 影響も含め、その実態を把握するとともに、制度の運用方法等に関して必要な検証を行うこと。                                                                                                                                                                                                                   |             |
| <p>(薬価制度)</p> <p>26 今回の薬価制度改革の骨子に基づき、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの解消等の医薬品開発への影響や、後発医薬品の企業指標の導入や今後の情報公表も踏まえた医薬品の安定供給に対する影響等について、製薬業界の協力を得つつ分析・検証等を行うとともに、こうした課題に対する製薬業界としての対応を踏まえながら、薬価における評価の在り方について引き続き検討すること。</p>                                                        | 薬価専門部会      |
| <p>(保険医療材料制度)</p> <p>27 今回の保険医療材料制度改革に基づくプログラム医療機器への対応や革新的な医療機器等に対する評価の導入の影響等について検証すること。また、医療上必要な医療機器等の安定供給の確保等の観点から、いわゆる物流 2024 年問題による影響を注視するとともに、我が国における医療機器等の製造や流通、研究開発に係る費用構造等について関係業界の協力を得つつ分析し、こうした課題に対する関係業界としての対応を踏まえながら、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p> | 保険医療材料等専門部会 |
| <p>(施策の検証)</p> <p>28 施策の効果や患者への影響等について、データやエビデンスに基づいて迅速・正確に把握・検証できるようにするための方策について引き続き検討すること。医療機関・薬局の経営状況については、医療経済実態調査等の結果に基づき、議論することを原則とすること。</p>                                                                                                            | 総会          |